

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	714.286	857.143	1,190.477	1,952.381

(注) 上記の自動車の種類は、別添1のとおりとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E TCクレジットカード又はE TCパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E TCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E TCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E TCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきE TCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE TCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE TCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE TCカードを、「E TCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE TCカードをいう。以下同じ。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

ハ その他

本割引は、中日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

② E T C 前納割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。
以下同じ。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③ 回数券割引

イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

④ 乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添1ルに定める乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑤ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に通行する自動車のうち、E T C クレジットカード、E T C パーソナルカード又はE T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「E T C 車」という。）。なお、上記にいう「E T C コーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T C カードをいう。以下同じ。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成36年3月31日までとする。

⑥ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）

以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。ただし、本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、東海北陸自動車道の飛驒清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は1回とする。

□ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

なお、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

100-W（単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成36年3月31日までとする。

⑦平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

E T C コーポレートカードを使用する自動車のうち、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、東海北陸自動車道の飛驒清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は1回とする。

□ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出する。

なお、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

100-W（単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成36年3月31日までとする。

⑧休日割引

- イ 割引をする自動車
休日（1月2日及び1月3日を含む。）に通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。
- ロ 割引率等
割引率は30パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
- ハ 適用する期間
中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成36年3月31日までとする。

⑨障害者割引

- イ 割引をする自動車
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。
 - （イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
 - （ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
- （イ） なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器とともに使用する場合に限る。
- ロ 割引率
割引率は50パーセント以下とする。

⑩割引相互間の適用関係

- イ ①、②、⑤、⑧及び⑨に定める割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。
- ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法
別添2において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- ハ ⑥と①、②、⑤、⑧又は⑨の割引相互間における重複適用関係
 - （イ） ⑥と①又は②は重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

- (口) ⑥と⑤、⑧又は⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。
- ニ ⑦と⑤又は⑧の割引相互間における重複適用関係
⑦と⑤又は⑧の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑦の割引は適用しないものとする。

⑪企画割引

本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

- イ 割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
- ロ 割引率等
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
- ニ 適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- ホ 事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

- イ 割引をする自動車
本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- ロ 割引率
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を限定する。
- ニ 適用区間
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。
- ホ 事前の届出
個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成49年12月5日までとする。

別添 1

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 2

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ	前納			
前納	×		前納		
深夜	○	○	深夜		
休日	○	○	×	休日	
障割	○	○	×	×	障割

(注) 「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「休日」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引、ETC前納割引、深夜割引、休日割引及び障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引又は障害者割引
2	マイレージ割引、ETC前納割引